



大竹市長選挙・大竹市議会議員補欠選挙

投票日は6月15日(日)

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎2188

任期満了による大竹市長選挙および欠員による大竹市議会議員補欠選挙は、6月8日(日)に告示され、6月15日(日)に投・開票が行われます。この選挙は、私たちの身近な政治の代表者を選出するものです。候補者の政策をよく聞き、よく考えて投票するとともに、違反のない明るく正しい選挙を行いましょう。

選挙の日程

期日前投票

6月9日(月)～6月14日(土)

投票・開票

6月15日(日)

大竹市で投票できる方

平成6年6月16日までに生まれた方で、平成26年3月7日以降、引き続き大竹市にお住まいの方

※ 投票しようとするときまでに、大竹市外に転出された方は、投票できません。

投票所・投票時間

投票時間は、7時から20時までですが、一部の投票所では投票時間が異なります。

投票所と投票時間は、選挙のお知らせ(はがき)に記載してありますので、必ずお確かめください。

選挙のお知らせ(はがき)

指定された投票所以外では投票ができません。選挙のお知らせ(はがき)で、投票時間や場所をお知らせしますので、事前に確認しておきましょう。

選挙のお知らせ(はがき)は6月8日ごろまでに郵送します。投票のときは、このはがきを忘れずにお持ちください。

なお、市内転居等の住所整理は5月30日現在で行います。5月31日以降に市内転居をした方には、旧住所あてに郵送しますので、旧住所の投票所で投票してください。

投票の方法

選挙人名簿との照合を受けると、投票用紙が交付されます。掲示してある候補者の中から一人の氏名を選んで書きましょう。後は、投票箱に投函するだけです。

※ 今回は、大竹市長選挙、大竹市議会議員補欠選挙の2種類の投票を行います。

投票区	投票所	投票時間
1	前飯谷公民館(前飯谷)	7～19時
2	旧穂仁原小学校(穂仁原)	7～20時
3	木野集会所(木野1)	7～20時
4	コミュニティサロン元町(元町2)	7～20時
5	本町保育所(本町1)	7～20時
6	大竹会館1階第3研修室(本町1)	7～20時
7	栄公民館(西栄3)	7～20時
8	総合市民会館体育館卓球室(立戸1)	7～20時
9	大竹市役所1階休憩室(小方1)	7～20時
10	黒川会館(黒川1)	7～20時
11	阿多田漁村センター(阿多田)	7～19時
12	なかはま保育所(玖波4)	7～20時
13	コミュニティサロン玖波(玖波1)	7～20時
14	松ヶ原集会所(松ヶ原町)	7～19時
15	谷尻公民館(栗谷町奥谷尻)	8～16時
16	広原公民館(栗谷町広原)	7～18時
17	栗谷小学校ランチルーム(栗谷町小栗林)	7～19時
18	谷和集会所(栗谷町谷和)	8～16時

代理投票・点字投票

心身の故障などで、投票用紙に候補者名を書けない場合は、投票所で係員に申し出てください。あなたに代わって、あなたの支持する候補者名を書きます。投票の秘密は固く守られます。

視覚の障害のため点字で投票をしたいという場合は、係員に申し出て、点字用の記載がある投票用紙を受け取ってください。簡易の点字器を用意しています。

投票日に用事がある方は…

期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けない場合は、期日前投票を利用しましょう。

期日前投票所で、投票当日に行けない理由を申し立てた宣誓書を提出していただく以外は、当日の投票と同じです。

選挙のお知らせ(はがき)裏面の宣誓書欄に事前に記入してよくと、期日前投票がスムーズに行えます。

とき

6月9日(月)～6月14日(土)

8時30分～20時

ところ

市役所2階会議室

※ 投票のときに20歳未満の方は不在者投票となります。

入院先や滞在先で投票を…

不在者投票

指定の病院や老人ホームなどに入院や入所などしている方は、その施設で投票することができます。不在者投票ができるか施設に確認して、投票用紙を請求してください。

また、旅行や出張などで他の市町村に出かけていて、投票当日も大竹市にはいないという方は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。当日不在であることを申し立てた宣誓書を、本人が大竹市選挙管理委員会に直接、または郵便で提出してください。指定の場所に、投票用紙を書留で郵送します(受け取りに印鑑が必要です)ので、滞在先の選挙管理委員会に出かけて投票してください。ただし、その地の選挙管理委員会の勤務日以外の日や勤務時間外は投票できません。

※ 大竹市外での投票は、郵便を利用するため時間がかかります。早めにお問い合わせください。

重い障害のある方は…

郵便による投票

郵便等投票証明書をお持ちの方は郵便による投票ができます。

次の要件に該当する場合は、証明書の交付を申請できます。

- ①身体障害者手帳
- ②両下肢、体幹、移動機能の障害は、1級、2級
- ③心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害は、1級、3級
- ④免疫、肝臓の障害は、1～3級
- ⑤戦傷病者手帳
- ⑥両下肢、体幹の障害は、特別項症
- ⑦第2項症
- ⑧心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害は、特別項症
- ⑨第3項症
- ⑩介護保険被保険者証
- ⑪要介護5

また、郵便による投票ができる要件を満たし証明書を受けた方で、上肢・視覚の障害の程度が1級(身体障害者手帳の場合)で、自分では投票用紙への記載ができない場合は、併せて代理記載制度の申請もできます。

※ 郵便による投票の場合、投票用紙の請求は、6月11日(水)17時までです。証明書の交付を受けた上で請求してください。

選挙公報

選挙公報は6月12日(木)の新聞折込で各家庭に配布する予定です。折り込み対象の新聞は、中国、毎日、朝日、

※ 選挙のお知らせ(はがき)は、選挙権を証明するものではないので、はがきを紛失した場合などでも、投票できます。

ご注意ください

今回の選挙から、一部の区域で投票所が変更されます。

○木野地区

今年完成した木野集会所が投票所になります。

○油見地区

次に該当する住所の方は、総合市民会館が投票所になります。

油見2丁目

1～5番、8番、10～21番

油見3丁目

5～27番

